

# 国立大学法人電気通信大学年俸制業績評価に関する細則

平成26年12月24日

改正

平成27年11月25日

## (目的)

第1条 国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程（以下「年俸制適用職員給与規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）における年俸制適用職員の業績評価（以下「業績評価」という。）については、別に定める場合を除き、この細則に定めるところによる。

## (実施内容)

第2条 業績評価は、当該年俸制適用職員の教育研究等の活動内容及び自己申告に基づき書面審査にて行う。

2 業績評価の評価領域、評価項目及び重み付けについては、別に定める。

## (実施体制)

第3条 業績評価を実施するため、電気通信大学年俸制適用職員業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 業績評価は、委員会の議を経て学長が行う。

## (委員会の組織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 教育研究職員人事担当の理事
- 三 教育戦略担当の理事
- 四 研究戦略担当の理事

2 前項に規定する者のほか、学長が必要と認めた者を加えることができる。

3 前項に規定する委員の任期は、学長がその都度定める。

## (委員会の運営)

第5条 学長は、委員長として委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として、前条に規定する委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

## (委員会の審議事項)

第6条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 業績評価の基準に関すること。
- 二 年俸制適用職員の業績評価に関すること。
- 三 業績評価結果に対する不服申し立てに関すること。
- 四 その他年俸制適用職員の業績評価に関して必要なこと。

2 年俸制適用職員から業績評価の結果に対して不服の申し立てがあった場合は、速やかに委員会を開催し、審議を行うものとする。

3 委員会は、不服申し立ての審議を行うときは、不服申立人及び関係者に事情聴取及び資料提出を求めることができる。また、必要に応じ、調査のための委員会を設置することができる。

4 委員会は、必要と判断した場合は、学外の有識者の意見を求めることができる。  
(業績評価の実施時期、対象期間)

第7条 業績評価は、毎年10月から12月の間に実施する。

2 前項の業績評価の対象期間は、前年の10月1日から9月30日までの1年間とする。  
(評価区分、評価の判定基準)

第8条 業績評価の評価区分、評価の判定基準は別表第1のとおりとする。  
(教育研究支援)

第9条 学長は、前条の評価区分に応じて、当該年俸制適用職員に教育研究支援を行う。

2 前項の教育研究支援は別表第2のとおりとし、当該年俸制適用職員はそのうち一つを選択できるものとする。

3 教育研究支援期間は評価期間の終了した年度の翌年度から1年間の期間とする。  
(結果の通知)

第10条 学長は、業績評価を行ったときは、その決定結果を対象者に通知する。  
(不服申し立て)

第11条 前条の通知を受けた者は、通知内容に不服がある場合は、所定の期日までに学長に申し立てをすることができる。

2 学長は前項の申し立てに基づき審議した結果を、不服申立人に通知する。  
(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、年俸制適用職員の業績評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この細則は、平成27年1月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成27年11月25日から施行する。

別表第1（第8条関係）

評価区分	評価の判定基準
SS	評価項目中の全体において特に高い評価を得ており、極めて顕著な業績を上げている。
S	評価項目中において特に高い評価を得ており、特に顕著な業績を上げている。
A	評価項目中の全体において高い評価を得ており、顕著な業績を上げている。
B	評価項目中において高い評価を得ており、良好な業績を上げている。
C	評価項目中の評価が低く、やや不良な業績である。 国立大学法人電気通信大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則（以下「初任給等細則」という。）第28条第2項第1号又は第9項運用①に規定する事項に該当する事実がある場合。
D	評価項目中の評価がかなり低く、不良な業績である。 初任給等細則第28条第2項第2号又は第9項運用②に規定する事項に該当する事実がある場合。

なお、上記の「評価の判定基準」にかかわらず、①世界的に権威のある賞の受賞など上記の判定基準を超える業績であると学長が認める場合には、SS～Dの評価区分とは別に業績給の額を決定することができる。また、②国立大学法人電気通信大学就業規則第37条に規定する懲戒処分、第38条に規定する訓告処分又はこれらに準ずるものとして学長が特に認めた場合は、C又はDの「評価区分」にすることがある。

別表第2（第9条第2項関係）

評価区分	教育研究支援
SS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兼業制限時間の緩和</li> <li>・ 間接経費使用枠の拡大</li> <li>・ UECポスドク研究員又は研究支援員の優先配置</li> <li>・ UECサバティカル制度の優先措置（6月以内）</li> </ul>
S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兼業制限時間の緩和</li> <li>・ 間接経費使用枠の拡大</li> <li>・ UECサバティカル制度の優先措置（3月以内）</li> </ul>